

山梨県産農畜水産物ブランド「おいしい未来へ やまなし」運用規程

(趣旨)

第1条 本県の恵まれた気象条件や生産者の卓越した技術、特別な生産方法等により生産又は出荷された農畜水産物等を山梨県産農畜水産物ブランド「おいしい未来へ やまなし」(以下「農畜水産物やまなしブランド」という。)として国内外に周知し、農畜水産物におけるやまなしブランドのイメージを消費者等へ浸透させるため、農畜水産物やまなしブランドのロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 農畜水産物やまなしブランドとは、山梨県農業の特徴を表す次の各号に定める農畜水産物等をいう。

- (1) 山梨県青果物標準出荷規格実施要綱第3条に規定する県規格を満たすものとして同第4条に規定する同級の格付を受けた青果物
- (2) 農産物検査法(昭和26年法律第144号)第3条、第6条及び第9条に規定する品位等検査を受け、同第11条第1項に規定する「農産物検査規格」を満たす米穀
- (3) 山梨県ブランド銘柄(「富士の介」、「甲斐サーモンレッド」、「やまなしジビエ」、「甲州牛」、「甲州ワインビーフ」、「甲州地どり」、「甲州富士桜ポーク」、「クリスマスエリカ」等)の基準を満たすもの及びその加工品で各銘柄のロゴマークを表示できるもの
- (4) 美味しい甲斐開発プロジェクトの開発支援を受けた商品
- (5) 山梨県農福連携受け入れ環境整備等事業実施要領第3の3に基づき県が決定した農福連携事業者が生産した農畜水産物及び加工食品、又はやまなし農福連携ロゴマークの使用承認を受けた者が農福連携により生産した農畜水産物及び加工品
- (6) やまなしGAP認証制度実施要領第4条の規定に基づき認証された認証品目のほか、グローバルGAP、AS IAGAP、JGAP等やまなしGAPの水準を満たすGAPの認証を受け生産等された農畜水産物
- (7) 甲斐のこだわり環境農産物認証制度実施要綱第8条の規定により認証された環境農産物
- (8) 山梨県農産物等認証要綱第5に基づき認証された甲斐路の認証食品
- (9) 日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号)に基づく規格(有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン)に適合した生産が行われていることが認証された事業者が、認証のあった圃場で生産した有機農産物及び有機加工食品
- (10) 特別栽培農産物に係る表示ガイドライン第2に規定する特別栽培農産物
- (11) やまなしアニマルウェルフェア認証制度実施要領第9に基づき認証を受けた農場で生産される畜産物等

- (12) やまなし4パーミル・イニシアチブ農産物認証制度実施要領第6に基づき認証を受けた者による農産物及びその加工品
 - (13) 山梨県果樹共進会、山梨県野菜共進会、山梨県肉畜鶏卵共進会、山梨県花き品評会、日本農業賞及び山日YBS農業賞により、農畜産物の優れた品質や取り組みが評価され、表彰された生産者が生産した農畜産物
 - (14) 第1号又は第2号に準ずる規格を満たす農産物、その他「農畜水産物やまなしブランド」として相応しいと知事が認めるもの
- 2 ログマークとは、「山梨県産農畜水産物ブランド『おいしい未来へ やまなし』」ロゴマーク使用規程」（以下「使用規程」という。）に示すものとする。
 - 3 ログマークの表示にあたっては、使用規程を遵守するものとする。ただし、やむを得ない特段の事情がある場合は、事前に山梨県と協議し、承認を得なければならない。

（ログマーク等に関する権利）

第3条 ログマーク及びログマークの使用に関する一切の権利は、山梨県に帰属する。

（ログマーク使用の目的）

第4条 ログマークは、農畜水産物やまなしブランドのイメージアップに資する目的で次の各号に掲げるものために使用するものとし、他の目的に使用してはならないものとする。

- (1) 農畜水産物やまなしブランドの出荷又は販売並びに飲食の提供において使用する時。
- (2) 農畜水産物やまなしブランドの販売促進活動に使用する時。
- (3) 農畜水産物やまなしブランドの広報に使用する時。
- (4) その他、知事が認めたもの。

（ログマーク使用制限）

第5条 ログマークの使用目的又は使用方法が次の各号のいずれかに該当する場合は、ログマークを使用することができない。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反する恐れがある場合
- (2) 山梨県又は県産農畜水産物の信用や品位を害する恐れがある場合
- (3) 第三者の誤解を招き、又は利益を害する恐れがある場合
- (4) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用される恐れがある場合
- (5) 第1号から前号に規定するもののほか、その使用が不相当と認められる場合

（ログマーク使用の手続き等）

第6条 ログマークを使用しようとする者は、事前にログマーク使用申込書（様式1）を山梨県知事に提出し又は山梨県電子申請サービス（以下「やまなしくらしネット」という。）により申し込みを行い、承認を得なければならない。ただし、第2条第1項第1号から第13号に掲げる農畜水産物やまなしブランドを出荷又は販売する者は、事前にログマーク使用届出書（様式2）を提出し又はやまなしくらしネットで届け出ることにより、承認を得たものとみなす。

- 2 第4条第3号に規定するロゴマークの使用にあつては、前項の規定を適用しない。
- 3 知事は、第1項の規定によらないでロゴマークを使用したこと（以下「無断使用」という。）が明らかになったときは、無断使用した者の氏名、名称、住所、所在地等を公表することができる。

（使用料）

第7条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

（使用上の留意点）

第8条 ロゴマークの使用者（以下「使用者」という。）は、その使用に当たり、本運用規程及び使用規程を遵守しなければならない。

（事故、苦情等の処理）

第9条 使用者は、第6条の規定により承認され自らロゴマークを使用した農畜水産物やまなしブランドに関する事故、苦情、損害賠償等（以下「事故等」という。）が発生したときは、使用者の責において、必要な措置を講じなければならないものとし、山梨県に対して補償を求めることはできない。

- 2 前項に規定する事故等については、山梨県はその責を一切負わないものとする。

（調査及び指示）

第10条 山梨県は、ロゴマークの適切な保護及び管理に必要な範囲内において、使用者に対し、ロゴマークの使用状況について調査し、若しくは必要な報告を求め、又はロゴマークの使用に関して必要な指示を与えることができるものとする。

（使用承認の取り消し）

第11条 知事は、使用者が次の各号のいずれかに該当したときは、使用承認を取り消し、その結果を公表することができる。

- (1) 使用の手続きに不正があると認められたとき。
- (2) ロゴマークを不正に使用したとき。
- (3) ロゴマークを使用者固有のものとして誤解を与えるような使用をしたとき。
- (4) 信用を損なう行為等により、ロゴマークのイメージを失墜させたとき。
- (5) 第5条各号に該当することが判明したとき。
- (6) 第9条の規定による必要な措置を講じなかったとき。
- (7) 正当な理由がなく、前条に規定する調査若しくは報告を拒み、又は指示に従わなかったとき。
- (8) 使用規定に反する使用をしたとき
- (9) その他使用の目的に反する行為をしたとき。
- (10) ロゴマークの使用承認を得た者若しくはロゴマークの使用承認を得た者の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律

第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員 (同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

2 前項の規定により使用承認が取り消された場合において、使用者又は使用者であった者は、この取消しによって直接又は間接に生じた損失を山梨県に請求することができない。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項又は疑義が生じた事項については、知事が定めるものとする。

(事務の所管)

第13条 この運用規程に関する事務は、山梨県農政部販売・輸出支援課が所管する。

附 則

この規程は、令和3年4月22日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年5月7日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年11月8日から施行する。